

令和4年第1回寄居町農業委員会総会議事録			
開催年月日	令和4年1月25日(火)		
開催場所	寄居町役場 全員協議会室		
開会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後1時30分
閉会時刻宣告者	議長	室岡 重雄	午後2時01分

委員出席状況

席次 番号	氏名	出・欠	席次 番号	氏名	出・欠
1	野澤明廣	出	11	内田平三	出
2	石澤清治	出	12	坂本和彦	出
3	八木秀雄	出		坂本規男	出
4	柴崎高志	出		柴崎徹	出
5	室岡重雄	出		加藤和明	出
6	新井一弘	出		須賀正光	出
7	小和瀬守	出		吉田信雄	出
8	石田裕司	欠		吉田一行	欠
9	小野田房良	出		關谷利男	出
10	中嶋安男	出		小淵美喜夫	出

議事参与者

職員

局長 根岸伸年
次長 清水周二
書記 権田貴大

事務局長 議長	<p>(起立・礼・着席の発声)</p> <p>ただいまから令和4年第1回寄居町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日、石田裕司委員から欠席の旨の、通告がありましたのでご報告いたします。</p> <p>現在の出席委員は12名中11名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p>
事務局長	<p>これより議事に入ります。</p> <p>事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。</p> <p>令和4年第1回寄居町農業委員会総会、</p> <p>日程第1、議事録署名委員の選任について。</p> <p>日程第2、報告第1号、農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について。</p> <p>日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。</p> <p>日程第4、議案第2号から議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第5、議案第4号から議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。</p> <p>日程第6、議案第6号、農用地利用集積計画による利用権の設定について。</p> <p>日程第7、議案第7号、農用地利用配分計画の案について。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは、日程第1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。</p> <p>寄居町農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。</p>
議長	<p>(委員から、「なし」の声)</p> <p>それでは、新井一弘委員と小和瀬守委員をお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2、報告第1号、農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について報告いたします。</p>
事務局	<p>それでは、報告第1号について事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>農地法施行規則第29条第1項第1号の規定により届出につきましては、農地を畜舎、堆肥舎、農機具収納施設、農業用倉庫等の農業用施設の用に供する場合、農地の面積が2アール(200㎡)未満であれば、農地転用の許可は必要なく、農業委員会への届出で足りるというものです。</p>
事務局	<p>それでは、報告番号第1号につきまして、ご報告申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>こちらは既に設置されているため、設置後の届出となります。</p> <p>報告は以上でございます。</p>
議長	<p>報告事項ですのでご了解をお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第1号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の2ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地を農地として権利移転または設定をするものです。</p> <p>それでは、議案第1号につきまして、ご説明申し上げます。</p>

事務局	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>(譲受人名)さんは、赤浜地区で広く農業を営んでおり、米、ねぎ、ブロッコリーなどを生産しています。</p> <p>(譲渡人名)さんは、10 数年前に相続した農地を、川越から通いながら管理しておりましたが、遠方からの管理に困難が生じてきたことから、近くで農業を営む(譲受人名)さんが買い受けることになったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 3 条第 2 項に規定されております、第 1 号全部効率利用、第 3 号信託、第 4 号農作業常時従事、第 5 号下限面積、第 6 号転貸禁止、第 7 号地域調和、全てにつきまして、法の求める一般的な許可要件は、問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長	<p>この件について、まず、地元委員さんお願いいたします。</p> <p>坂本委員。</p>
坂本委員	<p>先週の土曜日、現地確認に行ってみりました。(譲受人名)さんとは、お会い出来ませんでした。現地を見る限りでは、大変きれいに耕作されておりまして、問題はないものと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 1 号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、日程第 4、議案第 2 号から議案第 3 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p> <p>それでは、議案第 2 号について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の 3 ページをご覧ください。</p> <p>農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、所有者等の本人が、農地を農地以外の使用目的で転用するものです。</p> <p>それでは、議案第 2 号につきまして、ご説明申し上げます。</p>
事務局	<p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p> <p>都市計画法の用途地域内にある農地が、本議案の申請地になります。</p> <p>申請人は、事業者から福祉施設用地として、今回の計画の相談を受け、申請に至ったとのこと。実際に施設の運営を行うのは、事業者とのことで、法人の定款や登記事項証明書が添付されております。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 4 条第 6 項第 1 号、ロ、(1)の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第 4 条第 6 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、地元委員さんご意見をお願いいたします。</p> <p>石澤委員。</p>

石澤委員	<p>去る 22 日に、内田委員、吉田推進委員の 3 名で、現地調査を行い、夕方に改めて、申請人の面談を行いました。申請目的であります、事務局の説明にあったとおり、主として、若い重度の障がい者を介助したり、介護したりする、いわゆるグループホームを作りたいということで、話が進んでいるようであります。現在は、町や県と協議が進んでおりまして、地元の周辺住民への説明も行き、地元からの同意も得ているとの説明もありました。</p> <p>従いまして、この貸福祉施設敷地としての実現性は、極めて高いと確認したところがございます。申請地については、県道に接し、2 方向は、住宅に囲まれたような土地でございます。周辺の農業、農地への影響は特段ないものと確認してまいりましたので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声。)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 2 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 2 号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。</p> <p>次に議案第 3 号について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 3 号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
事務局	<p>都市計画法の用途区域内にある農地が、本議案の申請地となります。申請人は、申請地を昨年の 1 月に相続により取得しましたが、申請地を許可なく、住宅の敷地として利用していることがわかり、正式に許可を得たいと考え、申請に至ったとのこと。追認としての申請となり、始末書が添付されております。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 4 条第 6 項第 1 号、ロ、(1)の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。</p> <p>また、農地法第 4 条第 6 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題ないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>この件について、地元委員さん、ご意見はございますか。</p> <p>石澤委員。</p>
石澤委員	<p>この議案第 3 号は、議案第 2 号と関連がございます。2 号議案を申請するにあたって、精査していたところ、事務局からの説明にあったとおり、必要な手続きを取らずして、建物を作っていたとのことで、この際、適法な手続きを取り、宅地化をしたいとのことです。特段の問題もないものと考えますので、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声。)</p>
議長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、議案第 3 号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。</p> <p>続きまして、日程第 5、議案第 4 号から議案第 5 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。</p>

<p>事務局</p>	<p>それでは、議案第4号について事務局の説明を求めます。</p> <p>議案書の4ページをご覧ください。</p> <p>農地法第5条第1項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転または設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。</p> <p>それでは、議案第4号につきまして、ご説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
<p>事務局</p>	<p>譲受人は、他市の借家に居住しておりますが、子供も生まれ、自己用住宅の建築を計画していたところ、譲受人の父が所有する申請地を借りることができたため、申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>この件について、地元の委員さんにご意見を伺います。</p> <p>加藤推進委員。</p>
<p>加藤推進委員</p>	<p>20日に、小野田委員と二人で現地を確認してまいりました。場所は、山の中でございまして、ちょっと離れたところには、二軒ばかりの家があるのですが、申請地には、ぽつんと家が建つ形になるかと思っております。特段の問題はないものと思っておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(委員の中から、「なし」の声)</p>
<p>議長</p>	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>事務局</p>	<p>全員賛成ですので、議案第4号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付します。</p> <p>次に議案第5号について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第5号についてご説明申し上げます。</p> <p>(議案書及び議案書資料を基に朗読、説明。以下、議案書に記載されていない説明を記述)</p>
<p>事務局</p>	<p>譲受人は、中古のコピー機等をリユース、リサイクルし、海外輸出事業を営む会社で、現在の敷地では手狭となってきたことから、敷地を拡張したいと考え、申請に至ったとのことです。</p> <p>本議案の許可要件の該当性ですが、本件の農地は第1種農地ですが、農地法施行規則第35条第5号によりまして、拡張にかかる部分の敷地の面積が、既存敷地面積の2分の1を超えないものにつきましては、例外として許可となるものとされております。</p> <p>農地法第5条第2項第2号の非代替性、第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、全て問題はないものと考えます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>この件について、地元の委員さんにご意見を伺います。</p> <p>野澤委員。</p>

野澤委員	22日に、(譲受人名)さんのところへ、行ってまいりました。とにかく手狭ということで、農地を譲り受け、転用する一連の流れとのことで、問題ないものと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので議案第5号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 続きまして、日程第6、議案第6号、農用地利用集積計画による利用権の設定についてを議題といたします。 それでは、議案第6号について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の5ページをご覧ください。 農用地利用集積計画による利用権の設定(移転)につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づくものでございまして、同法第18条第1項によりまして、農業委員会の決定を経て、町が定めることになっているものでございます。 この制度の利点といたしましては、貸し手側は、利用権設定の期間満了により、自動的に農地が返還されるため、安心して貸すことができ、借り手側の利点といたしましては、契約期間が明確となり、安定的な営農計画が立てられるといったことなどが挙げられます。 また、農地の貸し借りをする場合は、本来、農地法第3条の許可が必要となるものですが、この利用権設定により賃借をする場合につきましては、農地法第3条の許可を必要とするものでございます。 それでは、議案第6号につきまして、ご説明申し上げます。 借受人は、(議案書整理番号1の借受人)以下7人です。 貸付人は、(議案書整理番号1の貸付人)以下9人です。 合計13筆で、16,563㎡、そのうち、田が6筆で、5,882㎡、畑が7筆で、10,681㎡となります。 なお、ご決定をいただきました後に、同法第19条によりまして、町が農用地利用集積計画を告示いたします。 説明は、以上でございます。
議長	この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。 (委員の中から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第6号は原案のとおり決定し町へ報告いたします。 続きまして、日程第7、議案第7号、農用地利用配分計画の案についてを議題といたします。 それでは、議案第7号について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の6ページをご覧ください。 議案第7号につきまして、ご説明申し上げます。 農用地利用配分計画につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づくもの

でございます、同法の第 19 条によりまして、農地中間管理機構が、この農用地利用配分計画の案を作成するにあたり、町が協力する場合には、農業委員会の意見を聴くものとされているものでございます。

農地中間管理事業につきましては、平成 26 年度から始まった事業で、埼玉県では埼玉県農林公社が該当となります農地中間管理機構が、農地の貸し付け希望者を募集して、農地を借り受けます。農地中間管理機構が借り受けた農地は、地域で農地の借り受けを希望する者を公募し、応募者の中から、適切な貸し付け相手方を選定したうえで、認定農業者等、担い手がまとまりのある形で農地を利用できるよう配慮して貸し付けを行うという事業でございます。

当町における農地中間管理事業の推進につきましては、赤浜地区、小園地区、用土地区に加え、昨年度は上郷南・中郷地区、牟礼地区、今市地区を拡大し、農地中間管理機構、県、町の 3 者で実施しております。

先ほどご審議をいただきました、議案第 6 号の農用地利用集積計画の整理番号 11 番から 13 番の農地を、農地中間管理機構である埼玉県農林公社が借り受けます。

その借り受ける農地を、どの借り受け希望者に貸し付けるのか定めたものが、この農用地利用配分計画でございます。

借り受け希望者は、(賃借権の設定を受ける者の名称)となります。議案書の 7 ページから 9 ページは審議用資料ということで、対象地区の図面となっており、赤枠と斜線で記されている農地が、今回の農用地利用配分計画の対象農地となっております。

それぞれ地区ごとの集積面積、集積率については、審議用資料に記載されたとおりとなっております。

なお、ご承認をいただきました後に、町に意見を報告し、町はその意見を聴き、町から農地中間管理機構にこの配分計画の案を送付します。その後、農地中間管理機構内での決定を経まして、県知事が認可、公告を行うという流れとなっております。

説明は、以上でございます。

議長 この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございますか。
(委員の中から、「なし」の声)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第 7 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第 7 号は原案のとおり意見なしで、町へ報告いたします。
以上で全ての議案審議が終了しました。

委員さんから、何かありましたら、お願いいたします。
(委員の中から、「なし」の声)

議長 事務局から何かありますか。
事務局から 1 点、ご連絡いたします。

次回の総会ですが、総会に先立ち、農業振興地域促進協議会が行われます。

2 月 24 日、木曜日の午後 1 時 30 分から促進協議会、午後 2 時 15 分から総会をお願いいたします。

繰り返し申し上げます。

2 月 24 日、木曜日の午後 1 時 30 分から促進協議会、午後 2 時 15 分から総会をお願いいた

します。

以上、よろしくお願いいたします。

議長

それでは他に無いようですので、令和4年第1回総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局長

(起立、礼、着席の発声)

署名委員の決定について議長指名により

新井 一弘 委員 小和瀬 守 委員

以上2名を選任する

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和4年1月25日

議 長

空岡重雄

委 員

小和瀬 守

委 員

新井 一弘